

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

耐震診断・改修を検討されている方へ（補助金のご案内）

耐震診断・改修をする場合には条件を満たすと「木造住宅耐震診断改修補助事業補助金」を交付することができます。

木造住宅耐震診断改修補助事業補助金

目的

住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部に、耐震診断費補助金及び耐震改修工事費補助金を予算の範囲内において交付する。

※予算の範囲内での補助金を交付になるため、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築（着工）された居住実態のある木造戸建住宅（店舗等に用する延床面積が1/2未満のもの）。ただし、国、地方公共団体、その他公的団体が所有のものや階数が4階を超えるものは除く。

対象者

対象建築物の所有者等で市税の滞納がないもの。

対象事業

耐震診断費補助金・・・市に登録のある木造住宅耐震診断設計資格者による耐震診断
耐震改修工事費補助金・・・市に登録のある木造住宅耐震診断設計資格者による耐震診断により作成された耐震改修設計に基づいて行う耐震改修工事。

	補助率	限度額
耐震診断費補助金	耐震診断等の3分の2	30万円
耐震改修工事費補助金	改修工事等の3分の1	40万円

必要書類

「耐震診断費補助金」

(診断前)

- ・木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第7号）
- ・補助対象建築物に居住の実態が確認できる書類（住民票の写し等）
- ・補助対象建築物の所在地及び所有者のわかる書類（登記事項証明書等）
- ・補助対象建築物の建築年月日が分かる書類（建築確認通知書の写し等）
- ・耐震診断に要する費用の見積書
- ・申請者の市税の滞納がない証明書

※申請者と補助対象建築物に居住している者とが異なる場合は、居住者の同意書

(診断後)

- ・木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（様式第13号）
- ・耐震診断結果報告書の写し
- ・耐震診断の実施に関する契約書の写し
- ・耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し

「耐震改修工事費補助金」

(改修前)

- ・木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第18号）
- ・補助対象建築物に居住の実態が確認できる書類（住民票の写し等）
- ・補助対象建築物の所在地及び所有者のわかる書類（登記事項証明書等）
- ・補助対象建築物の建築年月日が分かる書類（建築確認通知書の写し等）
- ・補助対象建築物の耐震改修設計にかかる契約書の写し
- ・補助対象建築物の耐震改修計画書及び耐震改修工事の設計図書
- ・補助対象建築物の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を除く。）の見積書又はその写し
- ・補助対象建築物の耐震診断結果報告書の写し及び改修後耐震診断計算書
- ・申請者の市税の滞納がない証明書

※申請者と補助対象建築物に居住している者とが異なる場合は、居住者の同意書

(中間検査)

- ・木造住宅耐震改修工事費補助事業中間検査申請書（様式第25号）
- ・工事写真（当該耐震改修工事の内容が確認できるもの）

(改修後)

- ・木造住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書（様式第27号）
- ・耐震改修工事の着手前、工事中、中間検査及び完了時の写真
- ・耐震改修工事に要した費用（工事監理に要する費用を除く。）の請求書の写し又は領収書の写し

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1201 Fax (0826) 47-1206

申請の変更（中止・廃止）

（耐震診断）

補助金の交付決定を受けた方が、計画に変更又はとりやめが生じた場合は、安芸高田市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書（様式第 10 号）又は、安芸高田市木造住宅耐震診断費補助事業とりやめ届出書（様式第 12 号）を提出してください。

（耐震改修）

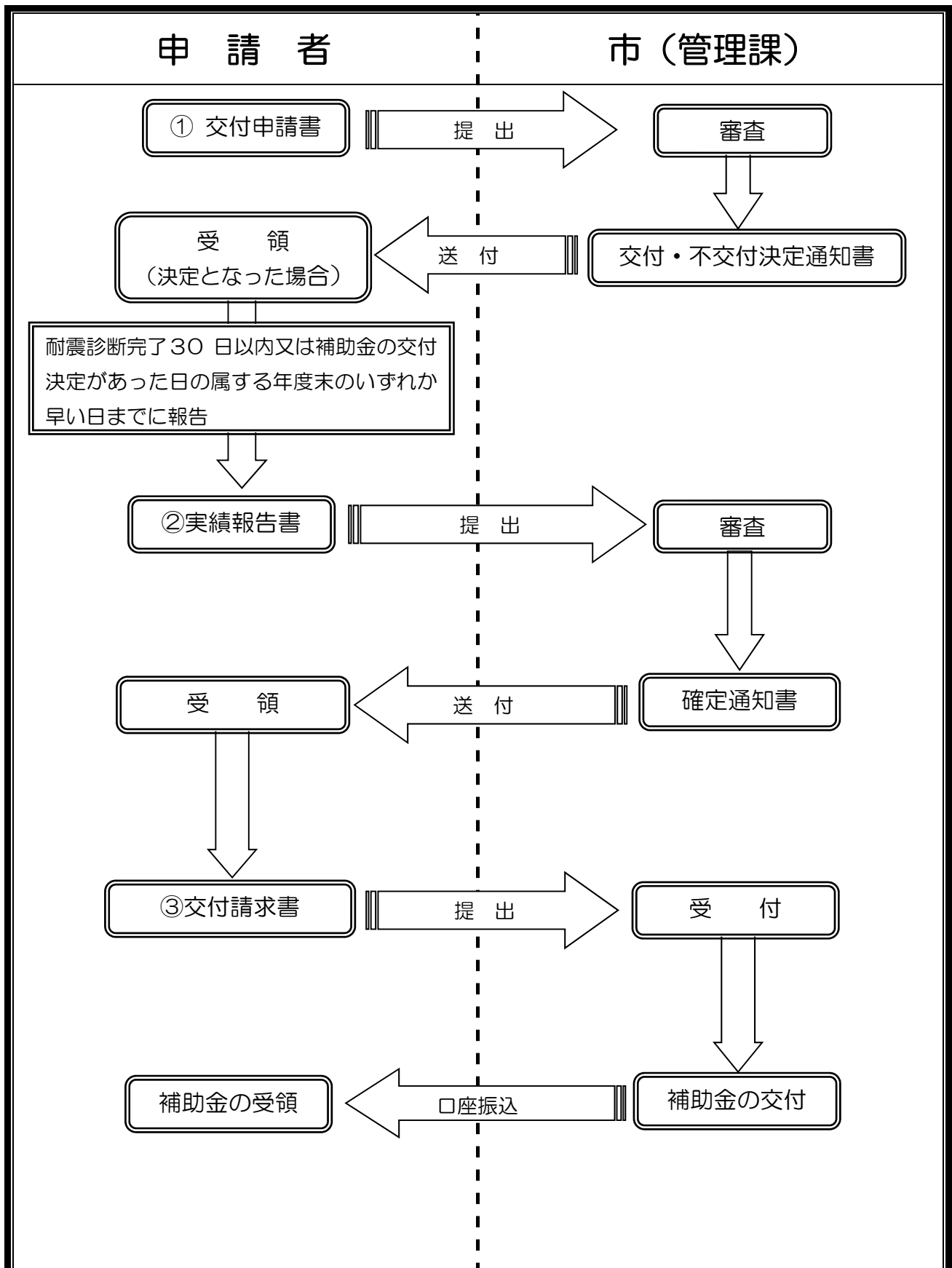
補助金の交付決定を受けた方が、計画に変更又はとりやめが生じた場合は、安芸高田市木造住宅耐震改修工事費補助事業変更承認申請書（様式第 22 号）又は、安芸高田市木造住宅耐震改修工事費補助事業とりやめ届出書（様式第 24 号）を提出してください。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 1 要綱、規則に違反したとき
- 2 補助金の交付に関して附された条件に違反したとき
- 3 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- 4 補助金の用途が不相当と認められたとき
- 5 その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

耐震診断費補助金申請の手続きの流れ



耐震改修工事費補助金申請の手続きの流れ

